

## 西宮市防災カメラ設置運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は市が設置する防災カメラの運用について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防災カメラとは、映像による情報収集を目的として設置した映像記録装置機器及びこれに付属する機器をいう。
- (2) 画像データとは、防災カメラの映像記録装置により記録された電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られる記録）であって、画像表示装置を用いて画像として表示できるものをいう。

### (設置)

- 第3条 防災カメラは地震・風水害・火災等の災害又は大規模な事故から発生する被害の未然防止、抑制及び軽減を図ることを目的として設置することができる。
- 2 防災カメラは前項の目的に照らして効果的に設置し、その撮影範囲は必要最小限とする。
  - 3 防災カメラの設置者は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が学校等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の合意又は許可を得なければならない。
  - 4 防災カメラの設置について、河川法や道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

### (プライバシーへの配慮)

第4条 防災カメラの設置及び管理運用にあたっては、西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号。以下「個人情報保護条例」という）を遵守しなければならない。

### (画像データの提供)

第5条 画像データの提供は行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 防災情報の配信及び避難行動の促進に利用する場合
- (2) 法令に基づく照会があった場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要がある場合
- (4) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合
- (5) 河川・防災に関する調査・計画に供する場合

2 前項第2号から第5号により画像の提供を求める者は、次の各号に定めるものを提出しなければならない。

- (1) 画像データの提供を求める旨等を記載した文書（所定様式）
- (2) 画像データの適正な管理のため次に定める事項を遵守する旨を記載した文書
  - ア 提供を受けた画像データは、盗難・紛失等の防止のため適切な対策を講じること。
  - イ 画像データの提供を受けた目的以外に使用しないこと。
  - ウ 画像データの取扱いにより知り得た情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。
  - エ 画像データの使用は提供を受けた記録媒体でのみ行い、複製は行わないこと。

オ 画像データが不要になった場合は、速やかに記録媒体の破棄その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(3) 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会書その他の市長が必要と認める書類

3 画像データは、西宮市情報公開条例（昭和 62 年西宮市条例第 22 号。以下「情報公開条例」という。）又は個人情報保護条例の規定に基づく場合に限り、公開し、又は開示する。

（画像データ等の取扱い）

第 6 条 画像データの保存期間は原則として 30 日以内とし、保存期間を経過した映像は、速やかに消去する。ただし、災害時の管理運用責任者が記録保存資料として必要と判断した場合は、記録媒体に保存するものとする。

2 画像データは、加工してはならない。ただし、前条の規定により提供し、公開し、又は開示する場合において、当該画像データに情報公開条例第 6 条に規定する非公開情報又は個人情報保護条例第 19 条に規定する不開示情報が含まれている部分があるときは、当該部分を個人情報の保護に必要な範囲で加工することができる。

（管理及び運用）

第 7 条 防災カメラの設置者は、防災カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防災カメラの適切な維持管理を行うこと。

(2) 防災カメラの管理運用責任者を指定すること。

(3) 画像を収録した記録媒体を有する機器については、その記録媒体の適正な管理を行うこと。

(4) 防災カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情、事故があった際は、速やかに対応、処理すること。

(5) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。